

東法 1 第 7 3 号
平成 29 年 4 月 25 日

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷96番地
ヴィタリス製薬 株式会社
代表取締役 浦部 一之 殿

東松山税務署長 坂戸 裕之



酒類販売業免許の条件緩和通知書

平成29年2月10日付で申出のあった比企郡吉見町大字下細谷字東上96番 2階の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、昭和30年6月1日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を平成29年4月25日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は、リキュールの卸売並びに小売に限る。ただし、酒類を通信販売により小売する場合は、次によることとする。

1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうち次に該当するリキュールに限る。カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。

2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。